

# 一般社団法人沖縄オペラアカデミー

## 賛助会員規約

### 第1条（会員規約の適用）

一般社団法人沖縄オペラアカデミー（以下、「当法人」）は、沖縄オペラアカデミー賛助会員（以下、「会員」）との間にこの会員規約（以下、「本規約」）を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

### 第2条（会員及び会員の種別）

1. 会員とは、本規約を承認の上、沖縄オペラアカデミーに賛助会員として入会を申し込み、当法人が入会を認め、かつ第4条に定める年会費を納めた個人及び団体をいいます。
2. 会員は、その年会費の金額と特典内容、個人又は団体により、次の4種類に区別されます。

（個人賛助会員）

- 一. ゴールド会員
- 二. ブロンズ会員

（法人賛助会員）

- 三. 特別法人賛助会員
- 四. 法人賛助会員

### 第3条（会員証）

1. 当法人は、会員に対し、当法人が発行する会員番号が記載された「沖縄オペラアカデミー賛助会員会員証」（以下、「会員証」）を貸与するものとします。
2. 会員証の種類は、本規約第2条第2項に定める各会員の種別にしたがい5種類となります。
3. 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、第三者に譲渡、貸与することはできません。

### 第4条（会費）

1. 会員は、当法人に対し、年会費として当法人が定めた金額を所定の時期に支払うものとします。
2. 年会費については、年度毎に設定され、当法人ウェブサイト上への掲載、電子メール、書面、その他当法人が適切と判断する方法により通知されます。
3. 年会費については、理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

### 第5条（会員期間及びその更新）

1. 当法人の会員期間は、11月1日より翌年10月末日までとします。
2. 入会初年度の会員期間は、会員証の発行された日から10月末日までとし、会員はその入会日に関わらず、会期1年分の年会費を全額支払うものとします。
3. 会員期間の更新は、当法人が予め通知する期日までに、当法人が指定する口座への振込にて翌会期分の年会費を納め、更新するものとします。
4. 当法人が通知する期日までに、会員が会員期間の更新手続きを行わない場合、10月末日をもって、退会とみなします。

## 第6条（会員種別の切替）

1. 会員は、2年目以降、会員の希望により「ゴールド会員」「ブロンズ会員」「特別法人賛助会員」「法人賛助会員」相互の切替ができるものとします。
2. 会員種別の切替を行った場合、会員証及び会員番号は新たに付与され、旧会員証及び旧会員番号は無効となります。

## 第7条（代金の支払い）

年会費、チケット購入代金等の支払い方法は、当法人が定める決済方法による全額一括払いとします。

## 第8条（会員特典）

1. 会員は入会時に当法人が通知する次の特典を、当法人が指定する方法により受けることができます。
  - (1) 会員は、当法人が主催する公演のチケットを、所定の条件で優先的に予約することができると共に、割引料金を購入することができます。
  - (2) 会員には、当法人が企画する公演や講習会等についての案内が電子メール又は書面にて送付されます。
  - (3) 会員は、その他の当法人が通知する会員特典を受けることができます。
2. 会員は、特典の提供を受ける際、会員証の呈示が必要となります。但し、電話によるチケット予約の際は、会員番号、氏名等の確認をもって会員証の呈示に代えるものとします。
3. 当法人は、会員特典の内容を随時変更することができるものとします。この場合、当法人は速やかに変更事項を会員に通知するものとします。

## 第9条（会員証の紛失又は盗難）

1. 会員は、会員証の紛失又は盗難にあった時は、速やかに当法人に届けるものとします。
2. 会員が紛失、盗難、その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は当法人に損害が生じた場合、会員がその損害の責を負うものとします。

## 第10条（会員証の再発行）

1. 会員証は原則として再発行しません。但し、紛失、盗難、滅失、汚損等により会員証が使用不能となった場合は、所定の手続きの上、当法人が必要と認めた場合に限り再発行されます。また、会員は再発行に際して発生した経費を負担するものとします。
2. 会員証の再発行を受けた場合、会員番号が新たに付与され、旧会員証及び旧会員番号は無効となります。

## 第11条（届出事項の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、連絡先等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、当法人にその変更内容を届けるものとします。
2. 前項の届け出がないために、当法人からの通知又は送付書類その他のものが延着し、或は到着しなかった場合も、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、当法人はその責を負いません。

## 第12条（チケット等の転売禁止）

会員として購入した公演チケット、及び会員として受けた特典（フリードリンク券、会員イベントの入場証等）を、インターネット・オークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、また、実際に転売利益を獲得できたか否かに関わらず、当法人が営利目的と判断する態様によって第三者に転売することを禁じます。

### 第13条（退会）

1. 会員が退会するときは、即時の退会、又は、本規約第5条第1項に定める会員期間の終了時をもつての退会のいずれかを選択できるものとします。尚、即時の退会の場合、会員期間の途中であっても年会費は返還しないものとします。
2. 会員が退会するときは当法人へ届け出をし、債務の支払いを完了すると共に、貸与された会員証を退会時に当法人に返却するか、会員の責任において破棄するものとします。
3. 次の場合は、会員は会員資格を喪失し、退会するものとします。また、会員資格喪失の場合も、当法人に対する債務の支払いを免責されるものではありません。
  - (1) 会員が本規約第4条及び第7条に定める年会費、チケット購入代金等の支払いを怠った場合
  - (2) 当法人の定めた本規約の何れかに違反した場合
  - (3) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
  - (4) 会員に、当法人や他の会員の信用、名誉を害する言動があるなど、当法人が会員として不適格と判断した場合
4. 前項の理由により退会となった場合は、原則として再入会は認められません。

### 第14条（個人情報）

1. 当法人は、会員から受領した入会申込書及び当法人ウェブサイトの入会申込フォーム等に記載された個人情報(以下「会員情報」)を保有します。
2. 当法人は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱います。
3. 当法人は、会員情報を法人の事業活動等の必要に応じ、次の目的のために利用するものとします。
  - (1) 会報や公演情報、チケット等の送付
  - (2) 年会費及びチケット代金の請求に付随する業務
  - (3) 当法人の事業運営のため、個人を特定できない統計情報に加工し、お客様サービス、その他の目的等に利用する場合
  - (4) その他当法人に関連、付随する業務
4. 当法人は、会員情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全管理対策を講じます。
5. 当法人は、以下の場合には必要な範囲で会員情報を外部事業者に提供することがあります。この場合、外部事業者に対して、会員情報を漏洩・再提供しないよう、契約により義務づけ、適切な管理を実行します。
  - (1) 本条第3項のためにサービス提供を行う場合
  - (2) 本条第3項のために業務を委託する場合
  - (3) 法令により必要とされる場合
  - (4) その他、公共のために必要と考えられる場合
6. 当法人は、会員から、自身に関する情報の開示、訂正、利用停止、消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別の理由がない限り速やかに対応するものとします。

### 第15条（規約の変更）

当法人は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、当法人は速やかに変更事項を会員に通知するものとします。

#### **第16条（合意管轄裁判所）**

本規約に基づく会員と当法人の紛争の管轄裁判所は、当法人の登記上の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

#### **附則**

この規約は、平成26年9月1日より適用します。